

平成15年11月25日

三協アルミニウム工業株式会社
立山アルミニウム工業株式会社

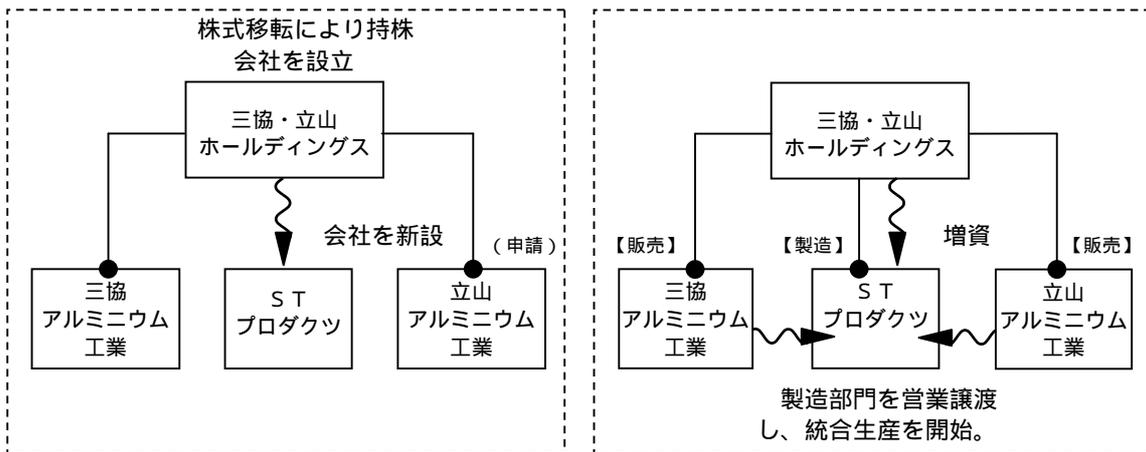
各 位

産業活力再生特別措置法の事業再構築計画認定について

三協アルミニウム工業株式会社（社長：川村人志、以下：三協アルミ）と立山アルミニウム工業株式会社（社長：要明英雄、以下：立山アルミ）は、『産業活力再生特別措置法』の事業再構築計画を経済産業省に提出していましたが、本日（11月25日）認定を受けましたので、ご報告いたします。

事業再構築計画のポイント

三協アルミと立山アルミは、共同持株会社を設立しグループの経営戦略企画・経営資源の適正配分を行うとともに、両社の生産部門を統合し、機動的な経営体制を構築することにより、生産性の向上を図る。



立山アルミの物流部門は、従業員のみ、三協アルミの子会社である三協物流サービスに出向する。（1年後転籍予定）

持株会社の下で、製造部門を集約。アルミ製品の製造原価を低減する。

支援措置

- | | |
|---------------|---------|
| 1、登録免許税の軽減 | 【適用：上記】 |
| 2、検査役調査の免除 | 【適用：上記】 |
| 3、債権者への催告簡素化 | 【適用：上記】 |
| 4、日本政策投資銀行の融資 | 【適用：上記】 |

参考：『産業活力再生特別措置法』
企業が、合併や他企業買収で中核事業を拡大したり、設備廃棄や子会社売却で事業を縮小・廃止したりする場合、担当省庁に「事業再構築計画」を提出して認定を受けると、税負担の軽減や商法手続きの簡素化、政府系金融機関の融資などの支援措置を受けられる。

以上